

# 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

職員

家族等

高齢者本人

通報

通報

届出

苫小牧市・地域包括支援センターの高齢者虐待対応窓口  
(受付記録の作成)

苦情処理窓口  
関係機関等へ

(直ちに召集)

緊急性の判断 《コアメンバー》  
(通報等の内容を詳細に検討)

見極め

事実確認、訪問調査  
・高齢者の状況や事実関係の確認  
・報告書の作成  
必要に応じて北海道胆振保健福祉事務所社会福祉課に相談

養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場  
(速やかに召集)

ネットワークミーティングの開催  
《コアメンバー、事例対応メンバー、専門家チーム》  
(確認記録をもとに虐待の事実の確認)

養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた場合

虐待防止・高齢者保護を図るため介護保険法の規定による権限の行使  
・施設等からの報告徴収・立入検査・地域密着型サービス事業者の監督等

高齢者の安全の確認その他事実の確認 (苫小牧市と連携)

虐待防止。高齢者保護を図るため  
老人福祉法・介護保険法の規定による権限の適切な行使

[老人福祉法] 施設設置者への立入検査、改善命令、事業廃止命令、認可取消  
[介護保険法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表 (毎年度)

苫小牧

北海道